

川崎市多文化共生社会推進協議会地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市多文化共生社会推進協議会地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会（以下「部会」という。）の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 部会は、川崎市多文化共生社会推進指針（以下「指針」という。）が目指す多文化共生社会の実現に向けて、本市における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定に向けた調査・審議を行う。

(所掌事務)

第3条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定に関すること
- (2) その他、部会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 部会は、委員5人以内で組織する。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、川崎市多文化共生社会推進協議会（以下「協議会」という。）において会長が会議に諮って指名する。
- 3 委員の任期は、協議会の任期と同じとする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長がその会議の議長となる。

- 2 部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会の議事は、直後に開催する協議会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第6条 部会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 2 市の関係部署等の関係機関は、オブザーバーとして会議に出席し、意見を述べ、又は資料を提出することができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、市民文化局市民生活部多文化共生推進課において処理する。

附 則

この要領は、令和4年11月24日から施行する。